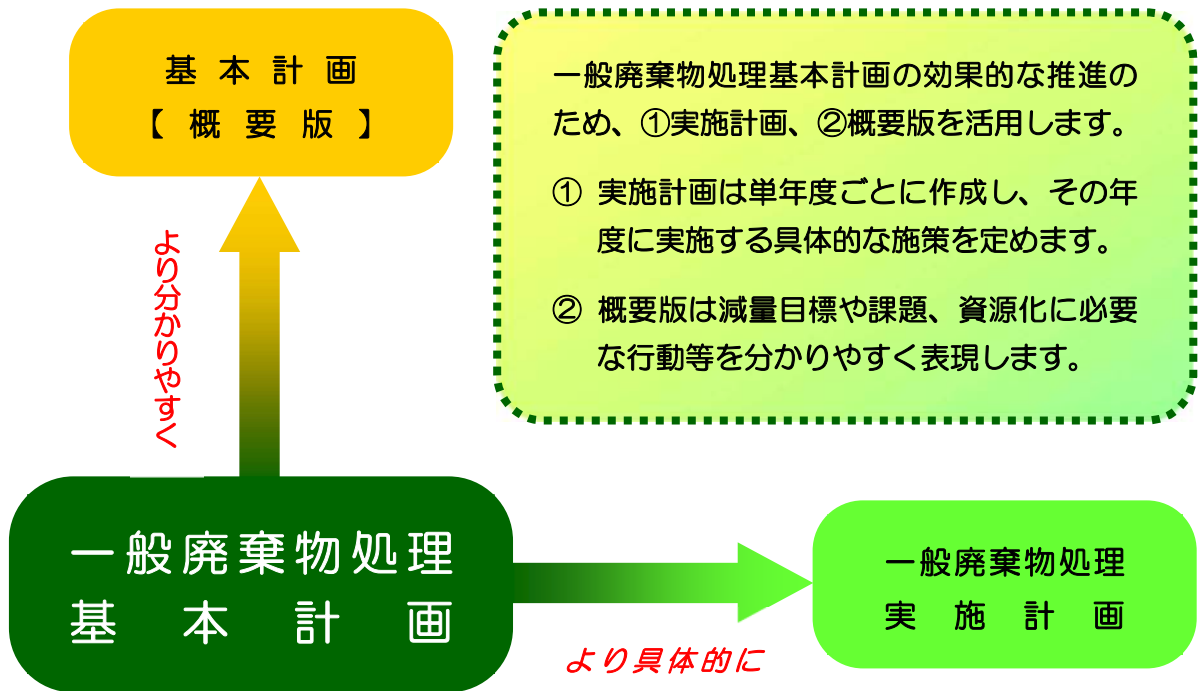


計画推進に係る基本計画、実施計画および概要版の関係



一般廃棄物処理 基本計画	【根拠】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第6条1項） 【期間】 10年間（令和3年度～12年度） 【概要】 一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするもの。策定にあたっては社会情勢や住民の要望などをふまえて現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要がある。
一般廃棄物処理 実施計画	【根拠】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第6条1項） 【期間】 1年間（年度ごと） 【概要】 基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画である。
基本計画 （概要版）	基本計画に定める様々な項目のうち、廃棄物行政にとっての課題や減量目標、重点プロジェクトの内容のほか、市民・事業者・各種団体・行政の行動例を記載したもので、基本計画をより多くの方々に理解してもらうために活用する。